

65歳時の障がい福祉サービスから介護保険への移行の流れ

氏名： _____ さん
 生年月日： _____年____月____日

時期	すること・目的	参加する人	解説
11か月前ごろ	本人、家族への説明 介護保険制度や65歳以降に利用できるサービスについて説明を聞き、制度や申請手順を理解します。 	・本人、家族 ◎★障がい計画相談員 ・障がい福祉課（地区担当） ・高齢者生活支援センター	・介護保険制度や65歳以降に利用できるサービスについて説明を聞きます。一度で理解することが難しい場合は、何度でも説明を受けられます。 ・今後の手続きの流れを考え、誕生日の約11ヶ月前までには、この手順を開始します。もっと前から説明を受けることもできます。 ・相談場所は、本人・家族の都合のよいところを選びます。
6か月前ごろ	介護度仮調査 65歳になってから、大体どれくらいの量のサービスを受けられそうかを確認します。	・本人、家族 ・障がい計画相談員 ・高齢者生活支援センター ◎★障がい福祉課 ★高齢介護課	・今後のサービス量などの目安を確認するため、希望者は、介護度の仮調査を受け、仮の要介護状態等区分を知ることができます。 ・65歳までに心身の状態が変わるかもしれないことや、医師の意見書による2次審査を省く簡易的なものであるため、 必ずその認定が出ることを約束するものではなく、あくまで目安であることをご理解ください。
	支援機関検討会議 本人、家族の希望に沿った生活ができるための支援体制を話し合います。 	・本人、家族 ◎★障がい計画相談員 ◎高齢者生活支援センター ・障がい福祉課 ・居宅介護支援事業所部会 ・障がい利用事業所	・これまでの生活状況・通所状況や、本人・家族の思いを踏まえ、こういった種類の居宅介護支援事業所や、サービス種別が良いかを話し合います。 ・そのため、「このケアマネジャーに相談したい」「小規模多機能型居宅介護支援事業所を利用したい」など、既に方向性が決まっている場合は、必ずしもこの会議を行う必要はありません。
随時	見学・体験 介護保険施設の見学や体験に行き、施設の雰囲気や、サービスの内容を確認します。	・本人、家族 ・高齢者生活支援センター ・障がい計画相談員 ・高齢サービス事業者	・支援機関検討会議に参加した居宅介護支援事業所部会のケアマネジャーより、本人の希望に合いそうな事業所の紹介を受けることができます。 ・新しい環境への不安が強く、慣れるまでに時間が掛かることが予想される場合は、高齢者生活支援センターが見学や体験を調整します。
3か月前	介護保険申請及び認定調査 介護保険の要介護状態等区分の審査のために認定調査を受けます。	・本人、家族 ・障がい計画相談員 ・高齢者生活支援センター ◎★高齢介護課（事業係）	・65歳到達の3か月前当日に介護保険を申請します。 ・担当ケアマネジャーが既に決まっている場合は、認定調査に同席してもらいます。 ※申請には、医師の意見書が必ず必要です。意見書を書ける医師の診療科が決まっています。この日までに、あらかじめ障がい計画相談員や、かかりつけ医と相談しておきましょう。
	居宅介護支援事業所選定支援 65歳以降に利用する居宅介護支援事業所を選びます。	・本人、家族 ★障がい計画相談員 ◎高齢者生活支援センター	・想定される介護要介護状態等区分や、本人・家族の意向をもとに介護保険認定後の居宅介護支援事業所（ケアマネジャーのいる事業所）を選びます。高齢者生活支援センターが、情報提供を行います。
	ケアマネジャー顔合わせ 担当ケアマネジャーと顔合わせを行います。 	・本人、家族 ・担当ケアマネジャー ★障がい計画相談員 ◎高齢者生活支援センター	・本人・家族の思いや、特に配慮が必要な点等について、担当ケアマネジャーと共有します。
2日前まで	介護度決定及びケアプラン原案の作成 要介護状態等区分が決定したら、担当ケアマネジャーがケアプラン原案を作成します。 	・本人、家族 ・担当ケアマネジャー ・障がい計画相談員 ・障がい福祉課 ・高齢介護課（事業係）	・ケアマネジャーと契約します。 ・担当ケアマネジャーがケアプラン原案を作成します。 ・要介護状態等区分によって、区分支給限度額が超過し、これまで通りの生活が保たれないと判断される場合は、障がい計画相談員が、障がい福祉サービス検討会議の開催を、障がい福祉課へ要請します。 ※要介護状態等区分が「非該当」の場合は、障がい支援区分の認定期間まで、引き続き障がい福祉サービスを利用できます。
	障がい福祉サービス検討会議 介護保険サービスと障がい福祉サービスを併給するかどうか検討します。	◎担当ケアマネジャー ★障がい計画相談員 ★障がい福祉課 ・高齢者生活支援センター ・高齢介護課 ・高齢サービス事業者 ・障がい利用事業所	・ケアプランを原案において、区分支給限度基準額が超過し、これまでの生活が確保できない場合に、障がい福祉サービスで補うか検討する会議を開催します。 ・障がい福祉サービスを併給することが決まった場合は、ケアマネジャーと障がい計画相談員が連携しながら、それぞれのケアプランを作成します。 ・この会議は、65歳到達時に必要がなくても、その後の心身の状況の変化により必要となった場合は、開催することがあります。
	サービス担当者会議 ケアプラン原案をもとに、サービスの利用に向けて、本人、家族、各機関で目標や支援方針を共有します。	・本人、家族 ◎★担当ケアマネジャー ・障がい計画相談員 ・高齢サービス事業者 ・障がい利用事業所	・会議には障がい計画相談員や、障がい利用事業所も参加し、今後の支援の上での留意点などを引き継ぎます。
1日前から	サービス利用 介護保険サービスの利用を開始します。	・本人、家族 ・担当ケアマネジャー ・高齢サービス事業者	・65歳になる前日から、介護保険サービスの利用が始まります。 ・ケアマネジャーは、随時本人の意向を確認し、サービスの調整を行います。

◎…会議等の呼びかけをします
 ★…会議等を進行します